

經濟論叢

第八十六卷 第五號

金融資産の需要……………	中 谷 実	1
所得倍增計画と公共投資(一)……………	島 恭 彦	21
統計学—社会科学的 認識手段論の問題点(二)……………	大 橋 隆 憲	43
「散不足」と「聚不足」(一)……………	桑 田 幸 三	63

昭和三十五年十一月

京 都 大 學 經 濟 學 會

「散不足」と「聚不足」(一)

——塩鉄論にみる儒家財政思想——

桑田幸三

はしがき

塩鉄論争が行われた前漢昭帝始元六年（B・C八一年）の頃は、戦後処理、経済再建の時期であった。雄材大略の武帝によって遂行された、三〇年に亘る悪夢の様な国家総力戦によって疲弊困憊した社会、経済の建て直しのために、何よりも財政の緊縮が要望せられた。これを主唱する儒家たちの論説の中に、「財政と國民経済との関連」についての認識が認められる。それは、塩鉄論散不足篇の前後において看取できる。特に散不足、聚不足の両語に集約的に表現せられているように思われる。先秦時代儒家の財政、経済についての思索が、漢代の儒家に受け継がれていることは言うまでもないが、先秦時代以降の社会、経済事情の急激な変革に対応して、塩鉄論に現われる儒家の財政思想にも、発展・深化の跡が認められる次第である。

「散不足」と「聚不足」(一)

本稿においては、まず塩鉄論における散不足と聚不足とをめぐる論点を紹介し、当時の財政および國民経済の状況と参照しつつ、これら両語の意義を検討し、そこに当時の儒家財政思想の特徴を見出すことに務めた。

史実については、主として可馬遷の史記平準書、班固の漢書食貨志・武帝紀・昭帝紀などによった。

(1) 漢書武帝紀

(2) 植積文雄、先秦經濟思想史、第二章参照

(3) 塩鉄論成立の背景、その構成等については、經濟論叢第八十三卷第五号拙稿「桑弘羊の専売論」において述べた。

一 「散不足」と「聚不足」

塩鉄論第二十八国疾篇の最終節に、賢良の語として

故国有散不急之微、即生前不足矣（王先謙校本による）。

第八十六卷 三四七 第五号 六三

傍点筆者)

とあり、この一文について盧文弨は、「嚴不急の不は衍文ならん、また不足疾の足の下に之の字あるべし」と注釈している。

王利器の塩鉄論校注は、同じところを

故国有嚴急之徵、即生散不足之疾矣

とする。私はこの王利器の説に従う。なぜならば、前不足あるいは有不足では文意が通じないのみならず、つぎの第二十九散不足篇の「丞相曰願聞散不足」なる一句への接続がよくないからである。恐らく散の字が、形象相似のため前あるいは有の字と誤伝せられたのである。以上の推定に従って、国疾篇末尾の一節を読み直すと、つぎのようになる。

こを以て民、年ごとに急にして歳ごとに促り、貧なれば即ち恥寡く、乏なれば即ち廉少し。これ非を刑し惡を誅し、而も姦なほ止まざる所以なり。故に國に嚴急の徵あれば、即ち散不足の疾を生ず

と。この文は、もう少し前の方から読むと、武帝末年以降の社会、經濟の窮状を訴え、庶民が極度に窮迫して最低生活すら維持し得ず、精神生活も頹廢しており、法家的な嚴法重刑主義では、もはやこれを矯正し得ないことを述べ、若し國家の強権的徵収を強行すれば散不足の弊弊に陥るべきことを、為政者に対して警告しているものとみられる。

さて、そのつぎの第二十九篇は散不足と題せられているが、

その中で丞相田千秋が、前篇の意を承けて「願くば散不足を聞かん」と問う。これに応えて賢良の士は

宮室輿馬、衣服器械、喪祭飲食、声色玩好は人情の已む能はざる所なり。故に聖人これが制度を為り、以て之を防ぐ。

このごろ士大夫、權利に務め、禮儀に怠る。故に百姓傲傲して頗る制度を踰ゆ。今故にこれを陳べて曰はん

とて、衣食住をはじめ消費生活全般に亘り、いわゆる聖人の作為せし制度と、当時の上流階層——富者と、これを追う中者の富裕奢侈な生活ふりとを、三十余の項目に分ち、縷々三千余文字を費して詳論している。その結びの一文を左に掲げよう。

宮室奢侈、林木之蠹也 器械雕瑳、財用之蠹也

衣服靡麗、布帛之蠹也 狗馬食人之食、五穀之蠹也

口腹從恣、魚肉之蠹也 用費不節、府庫之蠹也

漏積不禁、田野之蠹也 喪祭無度、傷生之蠹也(中略)

功積於無用、財尺於不急、口腹不可為多、故

国病聚不足則政息

人病聚不足則身危

ここで聚不足なる語が出てくる。散不足の場合と異り、国と人とは主体とせられていることが注目される。そして、つぎに再び丞相の「聚不足を治むること奈何」との問が發せられて、第二十九散不足篇が終る。つぎの第三十散庶民の冒頭、賢良は上の丞相の問に答えて云う。

方今、公卿大夫の子孫、誠に能く車輿を節し、衣服を適え、粥親しく節儉し、率いるに教養を以てし、園池を能め、田宅を損せば、内には市列に事なく、外には山沢に事なく、農夫はその功を施す所あり、女工はその業を彌る所有らん。かくの如くんば則ち氣脈利平にして聚不足の病なからんと、賢良は聚不足の対策として、治者階級の白藋推範的節儉を中軸とする財政の緊縮を提唱し、その結果、生産流通に対する統制が撤廃され、経済活動が円滑になることを期待してゐるのであらう。

塩鉄論における、散不足・聚不足の阿語をめぐり、論議は概ね以上の通りである。簡単に要約すると、つぎのようになる。

「散不足」の原因 庶民貧窮に加えての財政課徴の強行
「聚不足」の原因 奢侈↓資源浪費・国費濫用

結果 国家……政怠る
人民……身危し

対策 節儉↓経済的自由の回復・財政課徴の
軽減⇨氣脈和平

以下、これら両語の経済的意義ならびに相互関係などを究明しようと思うが、その前に阿語についての諸家の注釈を一瞥しよう。

曾我部静雄訳注、塩鉄論（岩波文庫）の注によると

散不足は富の分配の不充分を意味す。後にある聚不足に対

「散不足」と「聚不足」(一)

応する語なり。大学に財聚則民散、財散則民聚なる句⁽³⁾あるが、これにもとづけるならん。聚不足は収入の不足の意味とせられる。明快な説明であるが、富の分配の不充分とは如何なる意味か？ 大学にいわる財聚と財散とは成程対応する概念であらうが、分配の不充分を意味するという散不足と、収入不足を意味するという聚不足とは、果して字義通り対応する概念であるか否か？ 等の疑問なきを得ない。

つぎに王佩諤、塩鉄論札記⁽⁴⁾は、散不足の語について

散不足、佩諤案、老子云天道以有余補不足、人道以不足補有余、莊子天下篇、閔尹老聃以有積為不足掘此則、從前五濁惡世、富者坐食、而農工虞三者反出勞力以補助之、養贍之、為人類至不平之事、而富者卒中於多誠厚亡之機辟、桓次公此篇、特深入而頭出之、其警世也深矣

と説いている。要するに散不足を以て分不配公平の現象と解するものと見てよいであらう。聚不足については説かれていない。

以上二書の他には、散不足・聚不足についての注釈は見当たらない。これら阿語が、古来余り史家の注目する所とならなかつたことの現れと思われる。

しかし私は、これら両語は国家財政と国民一般の経済生活との関連について示唆する所極めて多きを覚え、頗る興味をそえられるのである。だから、その解明のために、論議の背景をな

す、武帝末年の經濟事情、とくに財政収支の実態や、國民一般の經濟生活の状況を觀察分析し、その間に、散不足や聚不足の本質を把握する糸口をつかもうと思う。

(1) 郭沫若校訂、塩鉄論註本には、即生有不足之疾矣 とある。

(2) 前掲拙稿において塩鉄論は全書に互り弁駁が相連続しており、巻による区分が截然としないことを指摘したが、各篇もまた截然分離し得るものではなく、前後相連続している。

(3) 是故君子先慎乎德、有德此有人、有人此有土、有土此有財、有財此有用、德者本也、財者末也、外本内末、爭民施奪、故財聚則民散、財散則民聚、言悖而出者、亦悖而入、貨悖而入者、亦悖而出(大学)

(4) 商務印書館、一九五八年初版

(5) 郭沫若の校訂、玉利器の校注、楊樹達の要釈、林振翰の校釈

(6) 諸橋轍次著、漢和大辞典には【散不足】塩鉄論の篇名とあるのみ

二 財政支出……「散不足」

史記平準書所載の、武帝時代財政収支の主要なものを、年代順に対照表示すると別表一のようになる。量出制入の謬通り、

国庫支出を必要とする事件の生起が先行し、その經費支弁の爲の収入調達がこれに継起するのが常であったから、左に支出事項を、その右に収入事項を掲げた。年紀は一部推定のものを含む。

半世紀に亘る武帝の治世を通じ、最大の国庫支出が軍事費であつたことは言うまでもない。武帝は周辺諸民族との交渉、とりわけ農耕漢民族にとっては宿命とも云うべき、北方遊牧民族匈奴との紛擾を一举に解決しようとしたが、連年の軍隊派遣、輜重の調達輸送、論功行賞、占領地經營、捕虜優待などに巨額の貨財を要した。騎馬民族と対戦するために多数の軍馬を要したことも見逃せない。匈奴戦は西北地方へも拡大し、經費は愈々増大した。

軍事費以外で目立つのは、西南夷その他未開墾諸地域に亘る道路の建設費、黄河治水ならびに災害振恤の經費、園池宮殿の造営費、郡国巡幸並びに祭祀の費用などである。以上の諸費目は皆この時代を特徴づけるような事柄ばかりで、經常的な支出は平準書には殆んど記されていない。經常的支出項目としては、國家機構費、元首費、財務費などを挙げねばなるまい。

漢書百官公卿表にみられる通り、漢は秦の官制を繼承し、更に武帝時代まで七〇年に亘りこれを整備した。中央集権的官僚制度の維持擴張のための人件費、物件費が巨額にのぼつたであろうことは想像に難くない。惠帝の時、山東の粟数十万石を回

表一 武帝時代の財政 史記平準書より

紀年	B. C.	支出事項	収入事項	
「散不足」と「聚不足」(一)	建元6	135	東甌招来, 兩越に事をなす	(江淮の間煩費)
	元光2	133	馬邑の役, 匈奴侵入, 衛青河南を取り朔方を築く, 西南夷の道を通ず, 作者数万数歳	幣を刑禁に散じ巴蜀の租賦を悉す, 豪民を募り南夷に出し粟を臬官に入れ銭を都内に受けしむ
	元朔1	128	滄海郡人徒の費南夷に擬す, 十万人を興し朔方築営, 費数十百巨万	尺を募り奴婢を入れ終身復せしむ郎となり秩を増し, 羊を入れて郎となす
	5	124	甯青出擊, 首虜万五千	大農陳蔵の錢耗しく賦税竭く。武功爵を売る級十七万三十余万斤
	6	123	衛青出擊首虜万九千, 首虜捕斬者に黄金二十余万斤授く, 虜数万人厚賞衣食支給, 漢軍士馬死する者十余万	
	元狩2	121	霍去病出擊獲首四万, 渾邪王投降, 車二万もて迎え賞賜, 費百余巨万	
	(これより先) (十余歳)		河隄に決す隄塞, 汾河の渠を作り溉す, 直渠長安より華陰にうがつ朔方渠を穿つ, 設備巨万十数, 軍馬を養う数万匹, 胡の降る者衣食を給す	天子膳を損じ乘輿の駟を解き御府の禁藏を出す
	元狩3	120	山東水災, 貧民を給すこと七十余万, 衣食支給産業假与, 費億を以て計う	郡国の倉廩を虚うして貧民を賑す, 豪富を募り相假貸せしむ
			昆明池を作る	白鹿皮幣, 白金三品, 三鈇銭,
	元狩4	119	霍・霍出擊首虜八, 九万賜賞五十万金	五鈇銭, 熅鉄専売, 算緡, 均輸
元鼎2	115	軍馬死する者十余万匹 昆明池, 列観を修む, 樓船を治む 柏臺台を作る	吏をして入穀補官, 赤側鉄鑄銭の禁, 上林三官専鑄, 告緡天下に徧し, 財物億を以て計へ奴婢千万田大泉数百頃小泉百余頃没入田を用す入財者補郎	
元鼎2~	3115~4	山東河災, 不登数年, 飢民を江淮の間に就かし振す		
4	113	天子巡幸, 河東一隴西一葭関一新秦中		
5	112	南越反, 西羌侵辺, 令居を築く, 張掖酒泉郡を置く, 上郡等開田の官斤塞の卒六十万戍田, 道を繕い糶を餽る		
		辺軍兵庫不足車騎の馬乏絶	封君以下吏をして牝馬を出さしむ	
元封1	110	初郡小反 天子巡幸朔方一太山一海上一北辺封禪, 賞賜百余万匹, 銭金巨万	均輸を以て塩鉄を調す 平準, 吏をして入粟補官, 贖罪民をして粟を甘泉に入れ終身復	

第八十六卷 三五二 第五号 六七

漕して中都の官に給していたのが、武帝元鼎五年の頃には六百万石に達した、という平準書の記述は、官僚機構の膨脹を裏書きするものと見てよいであろう。

元首費については、文帝の頃は節儉を旨としていたが、景帝の頃から財政裕福となるにつれ、皇帝の威嚴保持に留意したようである。その後を承けた武帝は、「独裁君主としてもつ権力は、はなはだしく超越的であり」、彼は「人間の秩序の保持者であると同時に、文化の主宰者」でもあったといわれる。衣・食・住はじめ、後に別表四に示すような、消費生活全般、医薬、楽府、後官などの諸費が飛躍的に膨脹したことを思われる。

急激な増大を統げる財政収入を調達するための直接的経費もまた、この時代には激増したに相違ない。「太倉の粟、陳々相因り、充盈して外に露積し」と述べられたことから明らかなように、漢代の国庫収支において穀物の占めるウェイトは、なお可成り大であったと思われる。従って、その取扱いは、運搬、保管などに特別な手段と費用とを必要としたであろう。算緡や告緡(第三節参照)の実施に当っては、私有財産の隠匿、不申告、不正申告等あらゆる脱税、脱法行為に対処して、戸口、所得、財産に関する諸調査ならびに摘発、没収、管理などの為に莫大な費用を要したのであろう。数次に亘る貨幣の改鑄・発行を円滑に推進することも至難のわざであり、盜鑄の防止、摘発は泥沼の様相を呈した。塩鉄とか均輸とか平準とか云われる全面的規

模の財務機構(いずれも第三節参照)を維持、運営することや、これら各機関に必要な財務官僚を養成、供給することも容易なことではない。かくて財務費の膨脹は加速度的に進行したことを思われる。

以上、第一表に現れた財政支出の主要なものについて見たのであるが、これを款項目に整理し、且つ国家財政と帝室財政とに分割表示すると別表二のようになる。財政収入については次にゆづることとして、ここでは第一表と第二表の支出欄に注目しよう。先秦時代から儒家が標榜してきた節用・節約のメロガン(9)のごときは完全に無視せられ、国費は専制君主武帝の恣意のままに際限なく浪費せられた感がある。しかも、その支出において重きを占めるのは、軍事関連経費か、奢侈的消費を支える元首費、国家機構費ないし土木費等である。そして、この傾向は元狩三、四年の頃を転期として一層顕著であり、儒家の支持する国利民福を目ざす産業費なり、治水、災害救恤等の支出は、殆んど見出し難いほどである。

塩鉄論で儒家の云う散不足という言葉は、この様な財政支出の状況を表現するものではなからうかと思われる。曾我部氏によつて、散不足・聚不足の語源とみられた大学の章句は、財聚則民散という風に、財と民とを対置して、相反的な相関々係を指摘しているものと思うが、その場合の財とは、農業生産における余剰生産物を意味するのではなからうか。さすれば財散は、

表二 武帝時代財政收支対照表.

収入 I 国家財政 (大農所管) 支出

「散不足」と「聚不足」(-)

款	項	税率 その他	款	項
1. 租税収入	1. 田租	收穫の $\frac{1}{30}$	1. 国家機 辭費	1. 俸給々々
	2. 算賦	15~56歳年 120銭 買人奴婢 240〃 女子15~30不嫁 600〃		2. 官公署物件費
	3. 更賦	20~55歳	2. 軍事費	3. 祭祀巡幸費
		賤更(卒更一月分) 2,000銭 過更(戌辺三日分) 300〃		1. 軍隊供養費
	4. 算緡	商人緡銭 2,000に付 20〃	2. 兵器車馬費	2. 兵站建設費
		手工・鑄造業4,000に付 20〃	3. 論功行賞費	3. 占領地經營費
	5. 算輶車	一般 一輛に付 20〃	4. 占領地經營費	4. 論功行賞費
		商人 " 40〃	5. 論功行賞費	5. 論功行賞費
6. 算船	5丈以上 一隻に付 20銭	3. 財務費	6. 論功行賞費	
	7. 算馬牛羊 1,000頭 に付 20頭		1. 大農諸費	
8. 馬口銭	幼少年3~14歳一人に付 3銭	2. 財務警察費	2. 財務警察費	
	1. 賣鬻収入	4. 産業費	1. 水渠造営費	
2. 売官収入	2. 灌溉施設費			
2. 特典収入	3. 贖罪収入	5. 土木費	2. 苑囿造営費	
	1. 鹽鉄専売益金		3. 園陵造営費	
3. 官業収入	2. 酒榷収入	6. 社会文 化費	1. 賢良文学選拔	
	3. 均輸収入		2. 治水費	
	4. 平準収入	3. 災害救恤費	3. 災害救恤費	

第八十六卷 三五三

第五号

六九

収入 II 帝室財政 (少府・水衡所管) 支出

款	項	税率 その他	款	項
1. 租税収入	1. 山川税	林, 鈺, 漁業	1. 元首費	1. 食膳費
	2. 園池税	果樹, 蔬菜		2. 被服器物費
	3. 市井税	商業		3. 輿馬費
	4. 口賦	幼年3~14歳 1人 20銭		4. 医薬費
2. 造幣収入	1. 貨幣鑄造益金	1人 20銭	2. 財務費	5. 染服戲樂費
	2. 貨幣発行益金			6. 後宮費
3. 官有財産収入	1. 苑囿池樂収入	2. 財務費	7. 賞賜費	
	2. 公田小作料		1. 少府費	
4. 雑収入	1. 献物収入		2. 水衡費	
	2. 酎金収入			

それを主権者の手に集中しないことを意味しよう。そして、その財散には二つの場合が考えられる。その一は、初めから取上げることをしないか、もしくは少ししか取上げない——極賦薄斂主義をとる場合である。その二は、一旦集中した財を、主権者の手許に蓄積しておき、必要に応じて再配分を行う——「取るはずえんが為⁽¹³⁾」といった、いわば積極策に出る場合である。

遠い昔、聖撰歌の謳歌された時代には、消極的な財散、「無為」が最善とせられたであろう。ところが、社会、経済が進歩し、主権者の機能が増大するにつれて、むしろ積極的な財散が可とせられるようになって来たように思われる。孟子が「民事不可緩也」と云い、又「明君制民之産必使仰足以事父母、俯足以畜妻子、樂歲終身飽、凶年免於死亡」と述べているのはその一証と考えられる。孟子の考えた「政府の権限」として、「民衆の経済生活安全の保護」が挙げられる所以でもあろう。このように、消極的財散も、積極的財散も、ともに儒家の肯定、支持する所であったと見られるが、武帝末年の財政は、もはや財散の埒外にあり、儒家の否定する財聚の状態に陥っていたと見るべきであらう。

塩鉄論に云う散不足とは、積極的財散の転化した状態——聚められた財が、一般国民に還流することを止めて、専ら軍事的支出や支配階級の奢侈的消費の為に浪費せられるようになったものであり、結果として財聚のカテゴリーに属するものと見て

よいのではなからうか。これを財聚と呼ぶまいで散不足と表現したのは、一般国民への還流部分の増大により、積極的財散の状態に復元せんことを期待したが故ではなからうかと思われる。塩鉄論の中で、財産所有ないし所得分布の不平等がしばしば指摘せられているが、貧富の懸絶、貧民流民の増大は、第四節でみるように此の時代の重要な社会問題であった。ここに社会政策的配慮が要望せられるのであって、それには、消極的財散よりも積極的な財散の方がよりよく適合し得ることは言を俟たないであらう。

いままでは、財散の財を文字通り現物の意味に解して来たが、第一表、第二表に明らかかなように、武帝時代には貨幣経済が相当普及し、流通経済上重きをなしていた。通貨面における散不足の現象も看過できないものがある。それは、財政への貨幣の集中であり、財政による揚越を意味する。とくに農村において此の傾向、一種のデフレ現象をみたことは、塩鉄論にも現れている。例えば

百姓賤売貨物以便上求諺本

の一句は、納税に要する貨幣を入手せんが為に穀物を廉売した事実を物語っているし、

一車千石、一衣十鐘疾国

といった語句から、穀価低落の状を知ることができる。

かくて、散不足は、一種の財聚であって、社会的余剰価値の

主権者への集中を意味し、それが一般國民に還流されずして、軍需および奢侈的消費財の部門に流れたこと、通貨面においても、とくに農業部門に欠乏を生じ、揚超デフレ的現象をもたらしたことが、ほぼ明らかとなった。

- (1) 平準書と漢書食貨志、あるいは塩鉄論の記す所と比較するに、多少出入があり、又年紀の不詳もあるが、財政収支の概要を知るには亦欠かないであろう。
- (2) 別表一、元鼎五年。吉川幸次郎著、漢の武帝、第二章上 匈奴第三章上西域参照。

(3) 漢書、食貨志上、躬修儉節思安百姓。

(4) 同右、宮室列館、車馬益增修矣。

(5)(6) 吉川幸次郎、前掲書二一九、二二三頁。

(7) 史記、平準書

(8) 加藤繁、支那經濟史考証、四、漢代に於ける國家財政と帝室財政との區別並に帝室財政一斑 および 馬乘風著、中國經濟史第二冊第二篇第八章論賦稅制度、第九章漢代國家財政之收支概況 参照。

(9)(10) 穗積文雄、先秦經濟思想史論、第二章 儒家の經濟思想 参照。

(11) 塩鉄論力耕第二(文學)古者……三年耕而余一年之蓄、九年耕有三年之蓄、此禹湯所以備水旱而安百姓也……衣食足、雖異凶年而人不病也。

「散不足」と「聚不足」(一)

(12) 穗積文雄前掲書 儒家の經濟思想。

(13) 同前、孔子の經濟思想。

(14) 逸士伝、堯時有八九十老人饗讓歌曰、日出而作、日入而息、鑿井而飲、耕田而食、帝力于我何有哉。

(15) 漢書食貨志上に

賈誼説上曰……夫穀貯者天下之大命也、苟粟多而財有餘何為不成 とあり、又晁錯復説上曰……堯禹有九年之水、湯有七年之旱而國亡捐瘠者以畜積多而備先具也 ともる。

(16) 梁啓超、先秦政治思想史、第六章、孟子言政、其所予政府權限並不大、消極的保護人民生計之安全、積極的導引人民道德之向上

(17) 貧富第十七、未通第十五、刺權第九、本議第一ほか。

(18) 史記平準書、漢書食貨志下、塩鉄論錯幣第四 ほか各篇 参照。

参照。

三 財政収入……「國病聚不足」

別表一および二の収入の側についてみるに、財政収入の第一に挙げべきは租稅收入であらう。まず田賦であるが、高祖以來變遷を重ねたあと、武帝時代には前代に引続き三十分の一の稅率を襲用し、穀物、主として粟を納めしめたようである。食貨志上、王莽の言に「漢氏田租を輕減して三十にして一を稅する

も、常に更賦ありて罷糶みな出だす」とある。この文中、更賦とあるのは、兵役に服する代りに出す賦税である。塩鉄論に

今陛下哀憐百姓寛力役之征二十三始賦五十六而免^通

とあるが、他の史料と照合するに、武帝の時代には二〇歳から五五歳までの男子が対象であり、一ヶ月の卒更に代えて錢二千三日間の戌卒に代えて錢三百の貨幣納が公認されていたことと推測される。算賦は人頭税であり、一五歳から五六歳まで一人当り一二〇錢をとり、とくに未婚女子や、商人、奴婢に対し増税率を適用しようである。算賦の適用範圍を更に拡張したのが口賦である。武帝末年には、三歳から一四歳の幼少年に課税し、元首費や車騎の費に充当しようである。算縉および算車船は一種の財産税であり、商人に対しては倍率とした。これが財産税の脱税に関し密告制がとられ、違反者から巨額の財産が没収された。告緡収入がそれである。租税収入としては、上記の他に、山川、園池、市井の税がある。鈛業、水産、園圃、商業等からの収益が、専ら帝室用の税源として捕捉されたものであり。

税外収入としては、まず特典収入とも云うべきものがある。爵位、官位あるいは免罪などの特典と交換的に、貨幣又は穀物、奴婢、羊などを取納するものである。武帝時代には、この売爵、贖罪、補官あるいは繇役免除による国庫增收策が頻繁に採用さ

れた。元朔六年の武功爵はその最たるものであろう。この特典収入とは比較を絶するほど大きな収入をもたらしたものは国営事業の収益であらう。塩鉄専売については前に「桑弘羊の専売論」なる小稿で採り上げたので再論しない。塩鉄専売は、財政的要請によく応えるものであったが、国家の直接的支配は、これら二大産業部門だけでは止まらなかった。均輸・平準と稱されるものがそれで、これらは商業の囤営とみてよいであらう。

前者は生産と消費との場所的懸隔の調節を、後者はその時間的懸隔の調節をそれぞれ標榜するものであるが、端的に云って、商業利潤の国家権力による独占を目ざすものと断じてよいであらう。商業だけではない。農、牧、漁業等の分野にまで囤営が拡大せられたようである。酒の専売も武帝の時代に始まった。このような広汎な分野に亘る事業國營の他に、国有財産の収入が挙げられる。告緡や、商人の口土所有禁止措置により没入した田土は夥しい量にのぼったであらう。従って、公田の小作料収入は莫大であり、これに園圃池製を貸与した料金収入を加えると、国有財産の収益は一大財源をなしていたとみられる。つぎに献物。金の収入が挙げられる。平準書に「酎に至りて少府金を省る。而して列侯の酎金に坐して侯を失うもの百余人なり」とあり、加藤博士によると、この酎金収入は巨額にのぼったとされる。これは諸侯王列侯の義務ではあったが、それが農民の負担に転嫁せられたであろうことは想像に難くない。なお、

武帝が元狩の頃から、しきりに卜式を寵遇したのは、一般人民とくに商人や列侯の国防献金を期待してのことと思われるが、これは成功しなかった。

最後に、貨幣発行による収入がある。白金三品、三銖錢、五銖錢、赤側錢と度重なる貨幣の改鑄や鑄造権の独占、白鹿皮幣の發行などは、財政に巨大な収入をもたらしたであろう。第二表の収入「税率その他」の欄に注目するに、武帝末年においては、国庫の収入は田租を除き殆んど皆、貨幣によっていたことが明らかである。貨幣機構を通ずる農業庄迫の問題は次節にゆずる。だが、国家の財政において、現物と穀物よりも、貨幣を必要とする度合が漸次高まってきたという事実は、軽視できないものがある。その貨幣を入手する捷徑と目されるのは、貨幣鑄造権と發行権との独占である。そこで前にみたような、目まぐるしいばかりの貨幣改鑄と不換的な高額皮幣等の濫発をみたのであろう。ところが、平準書元鼎二年の条に

悉く郡国に禁じて錢を鑄ること無からしめ専ら上林の三官をして鑄しむ。錢既に多し。而して天下に令すらく「三百の錢に非ざれば行ふを得ず」と。……而して民の錢を鑄ること益少し。其の費を計るに相当ること能はざればなり。

とみえる。民間の鑄鑄が採算に合わぬということは、国家の鑄錢もまた取益が薄くなったことを意味するであろう。恐らくは、原始的形態におけるインフレーションにより、貨幣の代表する

価値の下落をみ、その結果、貨幣發行による巨利が、も早や望めなくなつたのではなからうか。

第一表に明らかのように、元狩三、四年を境にして、財政方針の転換が行われたようである。塩鉄専売、算緡、告緡、均輸、平準といった、「國民の經濟生活安全の保護」などには一顧も与えぬ、いな國民の所得や元本さえも強奪する、一連の財政々策が、ひたすら財政の充足をめざして実施に移されたのである。このような財政のあり方こそ、儒家の云う困病聚不足の実態をなすものであつて、兵よりも食を、食よりも民の信を尊しとする儒家の立場からは、排撃せざるを得ぬところである。民の信を失ひ、民食を不足ならしめるような政治のあり方は、民為貴、社稷次之、君為輕となし、欲為君、尽君道とする儒家の理念よりすれば怠慢の至りであり、

困病聚不足則政怠と説かれる次第である。

- (1) 漢書食貨志上(高祖) 輕田租什五而稅一、(文帝) 賜民十二年租稅之半、明年遂除民田之租稅(景帝) 令民半出田租、三十而稅一

- (2) 漢書高帝紀、漢儀注、民年二十三為正一歲、為衛士一歲……年五十六衰老乃得免 同景帝紀二年、令天下男子年二十始傅 同昭帝紀注、如淳曰更有三品有卒更有賤更有過更
- (3) 加藤繁 前掲書五、算賦に就いての小研究 参照。

(4) 昭帝紀如淳注、民年七歲至十四出口賦錢人二十三二十錢以食天子其三錢者武帝加口錢以補車騎馬 賈禹傳、禹以為古民亡賦算口錢起武帝征伐四夷重賦於民民產子三歲則出口錢

(5) 平準書元狩四年、公卿言 澆川龜太郎、史記會注考証、なお邇方進伝によると馬牛羊にも賦税したようである。

(6)(7) 平準書

(8) 平準書、文帝の時、匈奴防衛費に充当のため売爵入粟のことあり、景帝の時にも旱害対策として売爵及び免罪入粟あり。

(9) 加藤繁、史記平準書・漢書食貨志、平準書注一五二に、均輸は郡国の民をして租税に代へて其の地の特産物を納付せしめ、官之を京師若しくは他州郡に転輸して売却するといふとある。

(10) 平準書元封元年、桑弘羊「令遠方各以其物貨(異)時商賈所販販者為賦而相濯輸、賈平準于京師都受天下委輸大農之諸官尽籠天下之貨、貴即売之、賤則買之如此富商大賈無所牟大利、……名曰平準。

(11) 平準書、食貨志下、武帝紀、塩鉄論、加藤繁、支那經濟史考証上卷六、權の意義に就いて。

(12) 平準書元狩四年、賈人有市籍者及其家屬皆無得籍名田以便農敢犯令没入田儻。

(13) 塩鉄論園池第十三。

(14) 加藤繁出掲書四、漢代に於ける國家財政と帝室財政との區別並に帝室財政一斑。

(15) 平準書元鼎五年。

(16) 崑恭彦著、財政學概論、第四章三。

(17) 孟子、尽心下

(18) 同、離婁下。